村上市PR動画制作業務　企画提案書等作成要領

本業務における企画提案書作成要領は次のとおりです。

1. 件名 村上市PR動画制作業務
2. 業務内容 別紙仕様書のとおり
3. 質問書の提出

　本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式２）の提出をお願いします。なお、質問事項の無い場合は、質問書の提出は不要です。

1. 提出期限 令和4年7月29日（金）午後3時まで（必着）
2. 提出先 村上市観光課　観光交流室　担当：大倉・片岡

FAX　0254-53-3840

電子メール　kanko@city.murakami.lg.jp

1. 提出方法 メールまたはFAX（着信確認を行ってください。）
2. 回答方法 各事業者からの質問に対する回答は、8月1日（月）午後５時

時までにメールまたはFAXで回答します。なお、同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答させていただくこともあります。

1. 企画提案書の内容
2. 企画提案書は、次の項目に関する提案を作成してください。
3. 提案会社の概要について

・本業務の担当者の氏名及び連絡先

・組織内容、取り扱い業務内容

・過去の類似事業取り扱い実績

・再委託の有無及び予定

1. 業務のコンセプトについて

・本業務の目的及び本地域の特性を勘案した動画内容

・本地域の魅力を広めるための撮影箇所の提案

1. 業務実施スケジュールについて

実施スケジュールについて

1. 見積書

・全体の見積金額と項目ごとに内訳を記載すること。

1. その他

・業務説明資料の業務概要に定める事項以外で、より効果的な事業とするため

の提案があれば記載してください。

1. 企画提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
2. 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
3. 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等を使用し、提案のイメージがつきやすいように工夫してください。
4. 企画提案書の提出
   1. 提出先 村上市観光課　観光交流室　担当：大倉・片岡
   2. 提出期限 令和4年8月4日（木）午後5時まで（必着）
   3. 提出方法 持参または郵送
5. その他
   1. 企画提案書の作成及び提出等に係る費用は貴社の負担とします。
   2. 無効となる企画提案書
6. 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
7. 企画提案書等作成要領に指定する企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
   1. 手続きにおいて使用する言語及び通貨
8. 言語 日本語
9. 通貨 日本国通貨
   1. 契約書作成の要否

　要する。

* 1. 企画提案書の取り扱い

1. 提出された企画提案書は、特定する以外に、提出者に無断で使用しないものとします。
2. 提出された企画提案書は、公正性、透明性を期すために、「村上市情報公開条例」等関連規定に準拠し公開することがあります。
3. 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。
4. 企画提案書の提出後、事務局判断により補足資料の提出を求めることがあります。
5. 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがあります。
6. 企画提案書の作成のために事務局において作成された資料は、事務局の了解なく公表、使用することはできません。
7. 企画提案書は受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
8. 企画提案書の提出は、1社につき1案のみとします。
9. 選定された企画提案書を提出した応募者とは、後日、特定された企画提案書に基づき、業務委託を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は契約段階において修正を行うことがあります。
10. 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に「村上市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成20年4月1日）」に基づく指名停止となった場合、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、受託候補者として選定される場合は次順位の者と手続きを行います。
11. 概算業務価格（上限）は3,300千円（消費税及び地方消費税を含む）です。
12. 提出された書類は返却しません。